

監査報告書

私たち監事は、公益社団法人岐阜県山林協会の平成30年6月1日から令和元年5月31日までの事業年度の業務執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）、その附属明細書、財産目録並びに収支計算書について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書、財産目録及び収支計算書の監査結果

計算書類及びその附属明細書、財産目録及び収支計算書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和元年 6月17日
公益社団法人 岐阜県山林協会

監 事 可 児 登 

監 事 神 原 和 義 